



日本記者クラブ 記者会見

中ソ正常化は歴史発展のすう勢

彭 真
中国全国人民代表大会常務委員会委員長

1985年4月25日

文革の犠牲者の一人である彭真氏は、毛主席と文革についての質問に次のように答えた。

(毛主席は)文革という間違いを犯すべきではありませんでした。文革期間中の指導には間違いがありました。しかし、文革という悪い体験から、わが国はすでによい教訓を引き出し始めました。(中略)それもわが国の社会主义革命と社会主义建設にとって、短いエピソードにすぎません。

© 日本記者クラブ

長い期間、日本の報道界は中日友好協力を発展させ、両国と両国人民の相互理解と友情を増進するために、幾多の有益な仕事をなされてきました。この機会を借りて友人の皆さんに感謝の意を表します。

私は、このたび貴国の衆・参両院議長のお招きで友好訪問に参りました。この数日、天皇陛下にお目にかかり、両議長、中曾根首相、安倍外相および各界の友人と親しく会見して、両国間に現存する善隣友好協力関係を一層強固にし、発展させる方法について話し合いました。わが国の全国人民代表大会と貴国の国会のあいだの協力と交流をさらに強化し、緊密にすることについても意見を交換いたしました。これらに対して、私は満足をあげております。

このたびの訪問で、私は、勤勉で英智に富む日本人民が、経済建設面で収めた大きな成果をまの当たりにすることができます。また、中国人民に対する日本人民の友好的なよしみを肌で感じました。そして、中日両国人民は必ず世々代々にわたり友好的につき合っていくことができると、一層確信するようになりました。

きょうの午後、私は、関西へ向かいますが、貴国のうるわしい山河と、賓客を温かく遇する人民が、私にまた美しい思い出を与えてくれるであります。

それでは、皆さんの興味を持っている問題について、お答えしたいと思います。

新井理事長（司会） 会場からカードによって質問が出ておりますので、1問ずつ私から質問していきたいと思います。日中両国はかつてない良好関係にありますが、日本に対して何か注文がございますか。一時は、日本は合弁に消極的だという批判の声も、中国側から聞かれましたが、率直なご見解を承りたいと思います。

日本企業の協力に期待

彭真 両国の関係は大変すばらしい状態

にあります。中国は10億余の人口を抱えています。対日貿易額は100億ドルあまりしかありません。しかし、この数字は、わが国の对外貿易総額の4分の1を占めています。これは喜ばしいことです。これは中日両国間の友好関係的一面でもあります。

しかし、不足というか、つまり足りない面、あるいは客観的な可能性と潜在能力については、まだまだあるといえます。一例をあげます。中国は社会主義の現代化を実現しようとしています。2000年までには、1980年に比べ重工業生産総額を4倍増にする、という目標を掲げ前進しています。そのためには投資が必要です。もちろん、この資金面においても、主に自力更生に頼って、わが国の10億人の人民の勤勉と労働に依存しなければなりません。わが国の既存の物質的な力と技術的な力、それと人的な力を十分に發揮することに頼ります。

しかし、建設に必要な資金量はぼう大なものですから、自らの力だけでは不十分で、同時に外資も積極的に利用しなければなりません。外国の先進的な技術を導入しなければなりません。先進的な管理方法も導入しなければなりません。もちろん、世界各国からです。が、まずわが国の隣国である、日本に対して期待しています。特に日本の実業界に期待しています。

新井理事長 委員長は法制に非常に詳しいと聞いておりますが、外国との経済協力をさらに進めるためには、何といいましても経済関係法の整備が重要だと思います。経済関係法の整備をどう進めていくつもりですか。

國務院権限で経済暫定規定を

彭真 対外関係の法律については、憲法の中すでに規定を定めています。憲法では、对外開放と中国における外国投資は、法律的な保証があると規定しています。同時に、外国との経済関係の法律も制定しました。しかし、それはまだ完備されたとはいえない、私も思っています。いくつかの問題については、私たちの経験がまだ不足ですし、あるいは

はまだ条件が熟していない問題もあり、こうしたところでまだ法律をつくるまでに至っていません。しかし、実際の仕事の中で、外資利用と先進的な技術の導入は差し迫った問題ですので、それらを待つわけにはいきません。

そこで中国の全国人民代表大会、また全国人民代表大会の常務委員会は、引き続き外国との経済関係の法律を作成すると同時に、対外開放および経済体制の改革については、暫定規定や条例をつくる権限を国务院に授けました。それが法律的な拘束力を持つということになっています。しかし、法制度という点からいえば、まだそれは正式な法律ではありません。経験が熟した段階をまって、隨時に国家の正式な法律を作成します。

ここで皆さんに次の2点をあらためてお知らせしたいと思います。1つは、対外開放や経済体制の改革について、規定や条例を国务院が作成することができるということ。もう1つは、中華人民共和国政府の批准を得た経済関係の契約については、どんな契約であろうと、その期限がどんなものであろうと、期限が終わるまで、その契約どおりに実行することができるということです。法律の保証を受けることができます。これは私個人の意見ではありません。中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会が作成した議案で、先に開かれた第6回全国人民代表大会の第3回会議に上程して採択されたものです。私どもは、しっかりとそれを履行していくつもりです。

新井理事長 委員長は、1966年春の故毛沢東主席の発動した文化大革命の大きな犠牲者です。このことは、よく日本でも知られています。毛主席と文化大革命について、これこそ個人的な見解でも結構ですが、率直なご意見をうかがいたいと思います。

文革も今はすでにエピソードに

彭真 文化大革命については、否定すべきです。中国の社会主義建設の事業に対して、そこにはよいところはひとつも見つかりません。毛主席個人については二分することができると思います。毛主席は、中国共産党の指

導者として中国人民を指導して、帝国主義、植民地主義、封建主義の3つの大きな山を覆して、中華人民共和国を建てました。これは非常に偉大な事業であります。彼はまた私たちを指導して、新民主主義革命をやり遂げました。それに次いで生産手段に対する社会主義改造を完成しました。自動車1台の生産もできない、大型の精密機械1つも生産できない国から、工業面でも、経済面でも、自力に頼って自国を装備できるようになりました。こうしたわが国の国民経済のための良好な基礎を固めました。

しかし、文化大革命という間違いを犯すべきではありませんでした。文化大革命の期間中の指導には間違いがありました。しかし、文化大革命という悪い体験から、わが国はすでによい教訓を引き出し始めました。私個人についていえば、文革のあいだは、いわばタナ上げにされました。13年間にわたって仕事と全く隔離されました。しかし、それもわが国の社会主義革命と社会主義建設にとっては、短いエピソードにすぎません。

ここでは、皆さんの貴重な時間を無駄にしないために、その細部については省略したらどうでしょうか。つまり、文化大革命については全面的にそれを否定しましたから、問題は解決できたといえるのではないでしょうか。

新井理事長 中ソの関係改善はどこまで進めるつもりですか。ソ連共産党と中国共産党という、党レベルでの関係も改善されるのでしょうか。また、ゴルバチョフ・ソ連新政権についてどうお考えですか。

“カンボジア”を糸口に中ソ改善

彭真 この問題については、いまのところまだ発言しにくいところがあります。

中ソ両国の国家関係は、いま逐次改善中です。それは主に貿易・経済関係と人的往来に表れています。しかし、根本的な改善をはかるには、3大障害の除去が必要です。率直に申しあげますが、わが国は戦争の脅威を受けています。北には100万の軍隊が国境に迫

っています。南にも100万の軍隊があります。一方ではカンボジアに侵入して、もう一方ではわが国の国境で毎日のように砲撃を加えています。農民が耕すこともできなく、労働者は出勤することもできなく、人民が生活を続けることもできない状態です。また、西にはアフガン事件があります。しかもそのミサイルの3分の1は東のほうに配備されています。これが中ソ両国の関係改善のためといえるでしょうか。北方の軍隊は、近いところでは、わが国の首都から数百キロしか離れていません。

ですから、中ソ関係の改善をはかるには、この3大障害を取り除くことが必要条件であり、また基礎でもあります。

ゴルバチョフ書記長は就任の際、对中国関係を改善したいと、しかも重大な改善を希望するというふうに表明しました。この重大な改善というのが、一体、何を指しているのか。いまのところ私にはまだはっきりしません。3大障害物を一朝にして全部すっきり解消する、というのは非現実的なことです。私はそのようには希望しておりません。しかし、一步だけは何とか踏み出せるのではないかと思っています。たとえばベトナムのカンボジア侵略を支持しない、ということはできるのではないかでしょうか。これはわりと容易にできることかと思います。これを実行することは、ソビエトにとってたいした損失にはならない。しかし、それによっては中ソ両国関係に緩和が表面化し得るでしょう。それを通じて、ソビエトの对中国関係の重大な改善ということも、具体的な内容づけができると思われます。

先ほども述べましたように、ゴルバチョフ書記長は就任の際、对中国関係については重大な改善が望ましい、というふうに話しました。わが方からもそれ相応に希望を伝えました。つまり、私たちも大きな改善を望んでいる、と表明しました。

アルヒポフ副首相がわが国を訪問した際、私たちは古い友人ですから、私自身も会いました。その際に、私から彼に次のように話しました。私たちのあいだの積極的な要素をさらに伸ばして発展させて、消極的な要素を取り除かなければなりません。何よりもまずベトナムとカンボジアの問題を解決しなければなりません、と。その時は、ソ連の駐中国大使

のシチエルバコフ氏も同席していました。私のこうした意見に対して、彼は異議を唱えませんでした。ですから、彼らは賛成しているものと思います。

中国共産党とソ連共産党の関係については、まだ議題にはなっておりません。わが国はこのように3大障害の脅威を受けている段階ですから、党の関係まではとても考えられません。

中ソ両国の国交正常化を回復することは、中ソ両国人民の願望と利益として、また世界平和の利益にも合致するものです。2つの国が数千キロの国境線を共に有して、このように長いあいだ不正常な状態を続けることは妥当ではありません。歴史の発展のすう勢としては、両国の関係の正常化が必要であると思います。党の関係を回復させるとしても、50年代や60年代初期の状態にまで、回復するということではありません。

問題ははっきりしております。両党の関係の悪化は、そういった基礎の上で生まれたものであります。ですから、両党と両国の関係を、そうした一番悪化した時代の状態にまでもどすことは考えられません。わが国の外交政策は独自自主のものであると、わが国の憲法に規定されています。そして、国と国の関係は平和共存5原則が基礎で、霸権主義と帝国主義に反対しなければなりません。外国では、中国が社会主義の大家庭に加わるかどうかについてのいろいろな推測があるようです。しかし、わが国の憲法には、国と国の関係では主権および領土保全の相互尊重が必要というふうにはっきりと書かれています。

社会主義の大家庭といわれるものの中での、国との関係はどういうものでしょうか。彼らは、かつてこういうふうに正式に表明したことがあります。つまり、この大家庭に加わった国の主権は、ソビエトを除いてみんな有限的なもの、すなわち限度のあるものである、と。

新井理事長 日本の共産党との関係をおききます。委員長は、1966年1月の宮本訪中団との会談が失敗した時の、中国共産党の当事者ですが、その後19年間、両党の関係が断絶しているわけです。日本共産党と

の関係の正常化の動きなり、見通しについてうかがいたいと思います。

日本共産党との修復も前向き

彭真 私は、宮本先生をよく知っています。かつて多くの接触がありました。今回、私は国会の招待に応じて公式訪問にまいりましたので、中国共産党と日本共産党の関係の問題について話すことは考えていません。友人の皆さんにはこの問題について関心を持たれているようですから、私たちの考え方と原則をお話したいと思います。中国共産党と各との共産党、労働党の関係については、わが国は過去数十年の正面と反面の経験を総括して、4原則をまとめました。1つは独立自主です。2番目は完全な平等です。3番目は相互尊重です。4番目は相手側の内部事務に対する相互不干渉です。この4番目は、最初の独立自主と重なるところもあります。今までの各党の関係のあいだで起きた問題は、その多くは相手側の事務に対する干渉から発しています。そのため特にこの4番目を独立させました。これは1番目の独立自主から派生したものです。

中国共産党と日本共産党の関係については、先ほど申しましたように、今回の訪問期間中に、その問題について話すことは考えておりません。しかし、この問題に対しては、私たちの態度は前向きです。いまは自分の国と世界のいろいろなことでかなり忙しいので、歴史の問題については、歴史学者にまかせましょう。歴史というものは、往々にして後世の人が書くものです。しかも彼らの時代になりますと、関連材料も全面的に把握することができるようになるでしょう。後世の歴史学者がこの問題を書けば、私たちよりはこの問題を客観的によりよく書くことができるものと信じます。

話が長くなりましたが、一言にまとめれば、前向きです。中日両国の関係についても同じです。前向きでなければなりません。過ぎ去った歴史は、主にわれわれに対する経験と教訓です。その経験と教訓については、先ほど申しましたようにすでに党と党のあいだの4原則にまとめました。

新井理事長 先般、中国の魚雷艇の銃撃事件が起こって、これに対する韓国の処置は極めて迅速であり、早期解決に努めたわけですが、今後の中国と韓国の関係について、どうお考えですか。また、1988年のソウルオリンピックに中国は参加いたしますか。

ソウル五輪参加も積極的に検討

彭真 魚雷艇事件についての南朝鮮側の処理はよかったです。わが国の関係部門からは、すでに感謝の意を表しました。朝鮮半島の問題については、主に南北双方自身の力によって、平和統一をはかるべきだと思います。双方の政府が対話と接觸、そして会談を増やすことを希望します。朝鮮半島の平和と安定を、われわれは希望しています。朝鮮半島の平和と安定は、朝鮮人民の利益に合致するばかりでなく、中国人民の利益にも合致するものであり、また貴国の人民の利益にも合致するものだと信じています。もし可能なら中日双方の朝野、官民がともに南北双方の接觸を早めるようはたらきかけ、朝鮮半島が平和的な方法で統一されるよう希望します。

私の考えでは、金日成氏が提出した自主平和統一など、平和統一に関する一連の主張は考えられる方法だと思います。中日両国とも、朝鮮半島とは関係が密接だと思います。ですから、もしできれば、朝鮮半島問題の平和的解決を促進することを希望しています。

オリンピックについては、国際機関の規約に従ってことを進めます。わが国の主管部門はこの問題を積極的に考えています。1988年までにはまだ数年ありますので、そのあいだにどういう変化があるかはまだ分かりませんが、その時になつたら相応の決定を下すことができるでしょう。この相応の決定という言葉の意味は、積極的な決定ということです。

新井理事長 カードによる質問は以上です。時間も迫ってまいりましたが、会場から、あと1問……どうぞ。

鈴木幸夫（テレビ東京） 中国経済の昨年來の動きを見ていますと、生産がかなり過熱して、一方ではインフレの懸念も出ているようです。輸入が激増して、外資準備がかなり減ってきている、という問題もあるようです。地方行政なり企業の自主権を拡大したことによって、その影響がいろいろな形で出ているのではないか。一方、政府の内部でも、不正行為とかあるいは採金主義的な考え方に対する批判もいろいろあるわけとして、そういうものを含めて、管理体制ある程度強化せざるを得なくなっている、ということがあるのだろうと思います。これが一体、これまで進めてきた開放化のテンポにどう影響するのか、という点に私たちは注目しているわけです。まずこの点をうかがいたいと思います。

また、日本からの技術や資本の導入問題も、開放化のテンポを調整することによって、多少変わってくるのではないかと、という懸念があります。最近、自動車の輸入などについて、中国側は大変慎重なようですが、一方では輸出をおおいに進めたいということもある。中国は今後貿易政策をどういうふうに展開していくのだろうか。

彭真 昨年は第3・四半期、特に12月になって、わが国の経済に具体的な問題が生じました。報道界の皆さんには、私たちの友人ですから、ここで率直に皆さんに申しあげます。通貨を出し過ぎました。もちろん、それは物価にも影響を及ぼします。わが国は、かつては中央への権力集中が多過ぎました。それは企業でも、また地方行政部門でも同じことがいえました。そのために地方の各省、直轄市、自治区以下の各レベルの地方政府の、積極的な意欲が十分に發揮することができなかった。企業活動の積極さ、また主導的な力、創意も十分に発揮することができなかった。これはわが国の体制の面に存在した主な欠点です。ですから、権限を地方や企業に分散しました。

国営企業の数はかなりのもので、約100万あり、工場は4万あります。その4万のうち8000の工場の生産高だけで、わが国の全工業生産高の60%を占めています。権限を分散しますと、100万余りの企業で、しかもあれほど多い省と、直轄市、自治区では、

それにともなってまたいろいろな問題も起きました。それに加えて中央レベルから地方レベルにまで、不正というのも現れました。不正というのは、いろいろな現象があります。その主なものは通貨の過剰発行です。2番目には、奨励金をやたらに出し過ぎました。それを出すために彼らは、聞こえのいい名目をつけて、「これは民衆の利益のためだ」というふうに言いました。また、各企業ともなるべく多くの金を儲けようという考えがありますから、やたらに物価を上げました。新しい不正がその中で悪い役割を果たしました。昨年の第3・四半期、特に12月にはいろいろと混乱がありました。

このような問題を解決しなければ、それがさらに大きくなる可能性もあります。しかし、その解決にしっかりと取り組めば、仕事を促進することもできます。今年の1-2月に入ってからは、すでに大量の通貨が回収されました。普通の言葉でいえば、経済政策の緊縮です。その回収の速度もかなり速いものです。出し過ぎた奨励金については、私たちは、こういう対策を探っています。その合理的な部分については、それを追って認可しました。不合理な部分については、それを撤廃します。物価に対する管理にもしっかりと取り組んでいます。とにかく、いろいろな面に対する管理をしっかりとやらなければなりません。

権力の分散というのは、政府がないということに等しいものではありません。自分が欲しいままにいろんなことができるということではありません。まず、憲法と法律の範囲内で活動しなければなりません。その次は、党と国家の政策に従わなければなりません。この政策は、自分の意のままに作成したり、改正したりすることができるものではありません。つまり、その政策の実行段階において、それに関する条例と規定をつくる権限を国務院に授けました。こうしてわが国は政府も人民も依拠できる法律を、国を挙げて定めることにしました。わが国の人民もそのように要望しているし、また私たちもそのようにしています。

もちろん、これからは問題が発生しないということではありません。あれこれの具体的な問題がまた現れるでしょう。しかし、私たちは、そういう問題は解決できる信じています。

このようなことが、対外開放政策、外資の導入、外国の先進的な技術の導入に影響を及ぼすかどうかについては、そのような影響はないといえます。対外開放ということでいうなら、貴国が明治維新の時に鎖国令を取り下げたことも対外開放です。戦後の貴国の政策も一步一步と対外開放を進めている政策だと思います。もし対外開放の政策がなければ、貴国にはこのようなめざましい発展がなかつたでしょう。鎖国政策や門戸を閉じるという政策は、時代遅れの少なくとも半世紀昔のものといえます。

私たちが、憲法にこのような対外開放政策をうたったのは、今までの自国の経験を総括した上で、世界の先進国の経験をも参考にして決めたことです。経済体制の改革、外資、外国の技術の導入についても憲法で規定しました。現在それが必要であるばかりでなく、将来もそれが必要あります。わが国が、いまの日本のような先進的な段階にまで発展した場合にも必要だと思います。科学技術は人類の財産です。私たちは、世界にこれだけ先進的な技術があるのに、それを利用しないような愚か者ではありません。

文責・編集部